

# 吹田市立東山田小学校 学校だより

令和8年(2026年) 4月号  
吹田市吉葉丘南15-10  
TEL 06-6876-8405  
FAX 06-6876-8414

学校教育目標

笑顔 安心 尊重

めざす学校像

- ・子どもと先生の笑顔がみられる学校
- ・子どもと先生の考えが大切にされる学校
- ・子どものことを先生、保護者、地域が語る学校

## 新年度のはじめにあたって

温かい春の訪れとともに、令和8年度がスタートしました。校長の岡田 憲幸（おかだ のりゆき）と申します。昨年度同様、学校のよりよい発展のために尽力いたしますので、よろしくお願いいたします。

4月7日（火）、華やかに桜が咲き誇る中、本校では、令和8年度第46回入学式を行いました。本年度も来賓をお招きし、6年生も参加しての入学式を行うことができました。これから始まる小学校生活を心待ちにしていた97名の1年生が入学し、児童数795名で東山田小学校の1学期がスタートしました。

保護者・地域の皆様と協力しながら、子どもたちの成長を支えていき、よりよい東山田小学校となるよう取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【転任・退職】お元気で！

【着任】ようこそ東山田小へ！



### 《水曜日の授業と児童の下校時刻について》

基本的に水曜日は全学年4時間授業で、給食終了後の13時15分頃に下校します。

委員会活動（45分）またはクラブ（通称：チャレンジタイム 60分）がある水曜日は、高学年のみ14時10分頃または14時30分頃に下校します。

### 《一斉下校訓練について》

本校では引き取り訓練の基準に満たないものの、大雨など教職員の見守りのもと下校した方がよいと判断した際に一斉下校を行っています。これは普段設定されている下校時間を授業終了後の時間に變更し、教職員の見守りのもと速やかに下校するものとなります。

4月27日（月）の一斉下校訓練では、5時間目終了後下校をします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 《学校副管理者について》

本校において、教頭が担っている業務のうち施設管理や事務的に業務を担当する職員として「学校副管理者」が配置されました。「学校副管理者」は、市の正規の事務職員です。今後、教頭の負担軽減に向けて、事務的な業務を徐々に引き継いでいきます。

## 《居場所サポーター・ステップルームについて》

昨年度に引き続き、不登校等の子どもたちへの学習の支援等を行うための支援者である居場所サポーターが本校に配置されています。水曜日を除く平日の午前中が勤務日となり、ステップルームで個別の学習支援等を行っています。

ステップルームは、月曜日から金曜日までの給食時間終了まで開いていますので、登校することや教室へ向かうことに不安があれば、その子に応じた支援をしていきます。ご相談等がございましたら、学校までお問い合わせください。

本校ではステップルームを安心して過ごす場所であると同時に、学校生活へ戻るためのステップと考えています。1日利用が続くと安心が固定化し、教室へ移るきっかけを作りにくくなるため、給食時間終了までの利用を基本とします。午後は子どもたちの状況に応じて、授業への参加など段階的な関わりを行い、無理のない形で学校参加の幅を広げていきます。「ステップルームに通うこと」をゴールにせず、「学校生活へ戻る過程」も重要であると考え、丁寧に支えていきます。

## 《端末故障時の対応について》

子どもたちが学習で使用している一人一台端末について、故障時の対応および予防についてお知らせいたします。端末は学校で適切な管理と指導を行いながら使用しておりますが、落下などにより液晶画面の破損が生じる場合があります。通常使用の範囲を超える破損（液晶画面割れ等）が確認された場合には、状況に応じてご家庭に修理費のご負担をお願いすることがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、液晶画面の破損を未然に防ぐため、ご家庭で保護フィルムを貼付していただくことは差し支えありません。必要に応じて、保護フィルム等による対策をご検討いただければ幸いです。

今後も端末の安全な使用について学校でも指導してまいりますので、ご家庭でも丁寧な取扱いについてお声かけをお願いいたします。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 《虐待対応について》

学校での体罰行為が禁じられているように、しつけと称した家庭内での体罰は身体的虐待として法律として禁止されています。その他にも、ネグレクトや児童の面前での暴力（DVを含む）等の心理的虐待、性的虐待についても同様です。

学校では、児童に対してそのような疑いがあった場合は、関係機関に通告をすることが義務づけられています。児童に不自然なあざがあったり、家庭での様子でそのような疑いがあったりした場合は、関係機関へ通告させていただくこととなりますので、ご承知おきください。

お子様への接し方等でお困りの場合は、学校までお知らせください。教育相談員やスクールソーシャルワーカーが相談に応じます。